

平成 **16** 年度  
包括外部監査報告書の概要

東京都包括外部監査人

## 包括外部監査報告の概要

### 1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

#### (1) 水道事業の経営管理について

対 象 局：水道局

#### (2) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について

対 象 局：福祉保健局

対象団体：社会福祉法人東京都社会福祉事業団

#### (3) 民間文化団体への補助金等について

対 象 局：生活文化局

### 2 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指 摘	意 見	合 計
水道事業の経営管理	7	39	46
社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理	2	20	22
民間文化団体への補助金等	2	5	7
合 計	11	64	75

## 目次

水道事業の経営管理について .....	1
第1 監査の概要.....	2
1 監査の種類.....	2
2 監査の対象.....	2
第2 監査の結果.....	3
<総括的事項に関する指摘と意見> .....	3
意見(1-1) 財務目標数値を設定した収益性と生産性の向上を求めて.....	3
意見(1-2) 短期運用資産の効率的運用に向けて.....	4
意見(1-3) 企業債発行差金の発行月からの償却の実施について.....	4
指摘(1-1) 一般会計からの補助金に含まれている消費税相当額の返還について.....	4
意見(1-4) 事務委託費に含まれる消費税相当額が控除対象となるよう関係機関への申し入れについて.....	5
意見(1-5) 新規水源開発引当金残高の適正化について.....	5
意見(1-6) 未利用資産の有効活用と体制づくりについて.....	6
意見(1-7) 統合市町に対する事務委託の解消による経費削減について.....	6
意見(1-8) 駐車場用地の貸し付けにおける管理費比率の見直しについて.....	7
意見(1-9) 水道事業における技術の育成・発展について.....	7
意見(1-10) 第三セクターの会社ごとの位置付けの明確化と透明性の確保について.....	8
<資産と管理に関する指摘と意見> .....	8
指摘(1-2) 建設仮勘定の適時な振り替えについて.....	8
指摘(1-3) 整理未済の建設仮勘定項目の適時な整理の促進について.....	8
指摘(1-4) 固定資産台帳の適切な記帳の実施について.....	9
意見(1-11) 小口経費の運用を補完した少額資金前渡制度の合理的活用について.....	9
意見(1-12) 貯蔵品の現地たな卸しの合理的な実施について.....	9
意見(1-13) 工事原価に配賦すべき配賦対象の見直しについて.....	10
意見(1-14) 局有車の有効利用の促進について.....	10
<浄水・配水・給水に関する意見> .....	10
意見(1-15) 東京の水源域の森林におけるシカ対策について.....	10

意見 (1-16)	水源域における森林の健全化のための都民に向けた情報発信について .....	11
意見 (1-17)	高度浄水施設に要する費用および使用者のコスト負担に係るアンケート調査とその反映について .....	11
意見 (1-18)	水源施設管理費分担金に関する質問・分析と改善要望について ..	12
意見 (1-19)	区部における浄水場業務の外部委託の推進について .....	12
意見 (1-20)	漏水防止計画作業の見直しについて .....	12
意見 (1-21)	貯水槽水道の点検調査の有効活用について .....	13
意見 (1-22)	浄水場における休暇代務の縮減について .....	13
	<料金徴収等に関する指摘と意見> .....	13
意見 (1-23)	水道料金徴収経費の合理的な削減について .....	13
意見 (1-24)	検針係の検針事務日誌の整備について .....	14
意見 (1-25)	検針関係業務の外部委託の範囲拡大等による業務改善について ..	14
指摘 (1-5)	水道料金の徴収停止のうち、「費用倒れ」となる処理の改善努力に向けて .....	14
指摘 (1-6)	区部から移転した使用者の未納水道料金の徴収依頼の促進について .....	15
指摘 (1-7)	水道料金の未納者による使用中止に係る催告手続の見直しについて .....	15
意見 (1-26)	徴収整理事務の効率化について .....	16
意見 (1-27)	徴収サイクルの見直しについて .....	16
意見 (1-28)	収納係の徴収整理事務日誌の整備について .....	17
意見 (1-29)	収納係徴収整理従事者に対する特殊勤務手当の支給範囲の見直しについて .....	17
	<営業所等に関する意見> .....	17
意見 (1-30)	営業所の待機受付業務の見直しについて .....	17
意見 (1-31)	支所・営業所における給水待機体制の見直しについて .....	18
意見 (1-32)	お客さまセンター開設後における営業所営業係の業務の効率化について .....	18
意見 (1-33)	営業所の効率的な業務再編の取り組みについて .....	19
意見 (1-34)	西部支所と場所を同じくする部所の財、サービスの共同利用と間接部門業務の統合等の促進について .....	19
	<契約等に関する意見> .....	19
意見 (1-35)	江東区新砂の土地借地料の契約条件の見直しについて .....	19
意見 (1-36)	業務委託における特命随意契約の見直しについて .....	20

意見（1-37）事務所等における委託契約の入札に関連した競争性の確保について .....	20
意見（1-38）委託検針業者との継続随意契約の見直しについて .....	21
＜工業用水道事業に関する意見＞ .....	21
意見（1-39）工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について .....	21

## 社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について 23

### 第1 監査の概要..... 24

1 監査の種類.....	24
2 監査の対象.....	24

### 第2 監査の結果..... 25

意見（2-1）指定管理者制度を見据えた人員配置の見直しの必要性について....	25
意見（2-2）事業団施設と民間施設との比較による競争力の確保について .....	25
意見（2-3）指定管理者制度における管理代行方法の構築について .....	26
意見（2-4）指定管理者制度導入時における公募条件とプロセスについて .....	26
意見（2-5）児童の質的变化に対応した児童養護施設の体制の整備について....	27
意見（2-6）児童養護施設の効率的な調理員の配置について .....	27
意見（2-7）障害者施設の調理費用の再検討について .....	27
意見（2-8）事業団の受託している施設間の食材単価の効果的な情報交換について .....	28
意見（2-9）授産施設の有効活用について .....	28
意見（2-10）障害者施設において利用者の能力をより発揮できる支援体制の充実 化について .....	28
意見（2-11）東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しにつ いて.....	29
意見（2-12）東京都社会福祉総合学院の運営の改善について .....	29
指摘（2-1）学院における物品管理指導の改善について .....	30
意見（2-13）本部業務の改善等の必要性について .....	30
意見（2-14）管理会計を認識した損益計算書の作成と有効な活用について ....	30
意見（2-15）苦情解決の対応について .....	31
意見（2-16）児童養護施設の事故記録の整備と再発防止に向けた職員の意識啓発 について.....	31
指摘（2-2）委託料により購入した物品の適切な管理について .....	32
意見（2-17）職員のメンタル面でのサポート体制の充実について .....	32

意見 (2-18) より利用者の視点に立った福祉サービス第三者評価結果の情報提供 について.....	32
意見 (2-19) 福祉サービス第三者評価結果の有効活用について .....	33
意見 (2-20) ペイオフ解禁対策の実施について.....	33
民間文化団体への補助金等について .....	35
<b>第1 監査の概要.....</b>	<b>36</b>
1 監査の種類.....	36
2 監査の対象.....	36
<b>第2 監査の結果.....</b>	<b>37</b>
意見 (3-1) 都民芸術フェスティバルの改革の必要性について .....	37
意見 (3-2) 都民芸術フェスティバルの参加団体の活性化に向けて .....	37
指 摘 (3-1) 都民芸術フェスティバルの評価の必要性和補助金等交付額等への反映 について .....	38
意見 (3-3) 都民芸術フェスティバルのより積極的な PR 活動の実施について .	38
指 摘 (3-2) 補助金等の交付と精算に関する規定整備と調書作成について .....	38
意見 (3-4) 花火大会に対する補助事業の効果分析の必要性について.....	39
意見 (3-5) 東京国際映画祭への支出の費用対効果と国際的評価について .....	39

# 水道事業の経営管理について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

### 2 監査の対象

監査の対象としたのは、「水道事業の経営管理について」である。



## 第2 監査の結果

＜総括的事項に関する指摘と意見＞

### 意見（1-1）財務目標数値を設定した収益性と生産性の向上を求めて（本文 23 頁）

収益性分析の結果、平成 11 年度から平成 15 年度にかけて給水収益（水道事業総売上高）に対する水道原価の比率は低下しており、総収益率は 26.0%から 27.7%に高まってきているが、他方、給水収益に対する業務費と総係費の合計の比率はむしろ高くなっている。

また、営業費用は減少しているものの、それ以上に営業収益が減少したため、水道事業総収益（総売上高）に対する営業利益の割合は、18.2%から 18.0%に低下している。

生産性においては、水道事業の営業費用は、各事業体の背景が異なるため、一概に比較することは困難であるが、都の有収水量 1m<sup>3</sup>当たりの営業費用は、主要都市の中間値を示している。また、職員一人当たり給水件数、職員一人当たり有収水量とも、福岡市と比較して劣っており、規模の利益を十分発揮しているとは言えない。

水道局は、巨大な市場を独占的に擁する地方公営企業の使命として、規模の利益を反映した、都独自の財務目標数値（指標）を設定した上で、都民に向け公表し、都民の理解のもとに、これらの指標を達成していかなければならないものとする。

よって、次期経営計画の策定に当たっては、水道事業のより効率的、経済的な経営を志向するために、これまで以上に目標としての指標（諸種の分析値を含む）を設定した上で、当該目標を達成するための施策を具体的に策定し、着実に実施されたい。

### **意見（1-2）短期運用資産の効率的運用に向けて（本文 27 頁）**

借入資本金（企業債）は、平成 11 年度末の 7,985 億円であったものが、4 年後の平成 15 年度末では 7,007 億円と 978 億円削減している。

この同じ期間、現金預金の残高は 915 億円から 747 億円へと 168 億円減少している。他方、資金運用している有価証券が 320 億円から 600 億円へ 280 億円増加しており、差引資金としては、112 億円増加している。

企業債の調達金利が平成 15 年度では 3.8%、運用資産の同時期の運用利率は 0.09%であるから、金利差は 3.71%である。かりにこの 112 億円を企業債の削減として利用したとすれば、約 416 百万円の経費削減が可能であった。

よって、今後は、より一層の資金効率を求めて、多様な資金運用を実施するなど、より有効な財務対策を図られたい。

### **意見（1-3）企業債発行差金の発行月からの償却の実施について（本文 30 頁）**

企業債発行差金は割引発行に基づく利息という性格が強いものである以上、企業債の発行によって調達された資金が運用されている期間に対応して償却していくべきものと考えらる。

よって、発行月から月割で償却されたい。

### **指 摘（1-1）一般会計からの補助金に含まれている消費税相当額の返還について（本文 32 頁）**

水道局の水道事業会計は、一般会計から補助金を受けており、当該補助金には消費税相当額が含まれている。

国から受け入れている補助金については、支出した時（資本的支出については工事等が完成した時）に仮払消費税として処理し、仮受消費税から相殺されるので、この控除された消費税相当額を控除した時点において、国に返還している。

よって、都の一般会計から受け入れた補助金に含まれている消費税相当額の返還は行われていないので、一般会計からの補助金についても、国の補助金と同様に返還されたい。

**意見（1-4）事務委託費に含まれる消費税相当額を控除対象とすることの関係機関への申し入れについて（本文 34 頁）**

統合市町に対する事務委託に係る取引については、受託等収入が消費税の課税取引とされる一方、事務委託費に含まれる消費税相当額は、平成元年 4 月 26 日付自治省（現総務省）事務連絡によりすべて不課税支出として取り扱うこととされている。

水道局も、平成元年および平成 8 年に総務省（当時自治省）に事務委託費に含まれる消費税相当額の控除を認めるよう折衝した経緯はあるが、改善されないまま現在に至っている。

よって、事務委託に伴う消費税相当額（平成 15 年度実績で 1,016 百万円）に関する取り扱いの見直しを関係機関に、再度、強く要請されたい。

**意見（1-5）新規水源開発引当金残高の適正化について（本文 36 頁）**

新規水源開発引当金は、267 億円（平成 16 年 3 月 31 日現在）あり、そのうち約 160 億円相当が、戸倉ダムからの撤退、未配分水量の当初見積りからの減少のため、不用になると見込まれる。

よって、国の第 5 次プラン策定時には、速やかに引当金残高の適正化を図られたい。

### 意見（1-6）未利用資産の有効活用と体制づくりについて（本文 42 頁）

玉川浄水場および金町浄水場の一部並びに箱根ヶ崎増圧ポンプ所等の施設の償却資産（簿価約 2 億 9 千万円）は、現在不稼動である。将来の再稼動や転用の可能性もない施設については、すみやかに会計上除却するとともに、計画的に撤去工事をすべきである。

これらの資産は、所管部署において適切な用途廃止の手続きがなされていないため、除却手続きが行われなかったものである。

よって、上記未稼動施設の撤去工事のほか、北部第一支所の土地および建物等の償却資産（土地面積 1,858.26 m<sup>2</sup>、償却資産の簿価約 1 億 6 千万円）並びに箱根ヶ崎増圧ポンプ所等の土地（土地面積 12,007.65 m<sup>2</sup>、土地時価約 24 億円）も現在未使用であるので、あわせて水道局として有効利用されたい。

さらに、他にも同様の未利用資産が生じることのないよう、資産を所管する各部署からの申請がなくても、水道局自体として資産の使用状況を把握し、未利用資産を遅滞なく把握できるシステムや管理体制などを構築し、運用するとともに、局全体の将来構想を踏まえながら、ふかんに個々の資産の利用方法を考える機能を組織の中に整備するなどして、個々の未利用資産の最適な利用の実現に努められたい。

また、局を越えた都全体として有効に活用できるようにされたい。

### 意見（1-7）統合市町に対する事務委託の解消による経費削減について（本文 47 頁）

水道局は多摩地区の水道事業の一元化を行い、統合した市町に対して一部の事務を委託している。市町職員の水道担当部署への人員配置は市町の裁量であり、都が関与することができない。このため、一部の市では、市全体の平均と比較して、相対的に給与の高い職員が水道部署に配置されており、結果として、都が過大な負担をしているケースが見受けられる。

水道局では、現在、業務の効率化の観点等から統合市町に対する事務委託を廃止し、直営化に向け各市町との調整を行っており、局の試算によると、年間約 40 億円の経費削減効果が見込まれるとしている。

よって、考慮すべき市町側の事情はあるものの、十分に事情を説明して、極力早期に事務委託の解消を図られたい。

### 意見(1-8) 駐車場用地の貸し付けにおける管理費比率の見直しについて(本文 50 頁)

水道局は、その保有する遊休地を月極駐車場として活用する場合には、昭和 63 年以来、東京都市開発株式会社「Tokyo Urban Development Co.,Ltd」(以下、「TUD」という。)に一括して管理を任せている。

TUD は、駐車場運営による総収入から、駐車場整備のための初期投資の実費償還額(施設整備費、原則 5 年償還)と、駐車場運営に要する管理費(総収入の 25% 程度)を控除した残額を、借地料として水道局に納入しており、平成 6 年以降、管理費比率を変更せずに、継続的に契約してきている。

平成 15 年度の管理費は約 6 千万円になる。25%の根拠は、平成 6 年当時の民間業者への実態調査に基づいているが、その後、社会状況は変化してきている。

よって、当時と比較して、近年、様々な業者が駐車場事業に参入してきている状況があるため、現在の他の業者に運営を任せた場合の実勢を調査し、TUD が控除する管理費比率の妥当性を検証されたい。

さらに、行政財産として保有する遊休土地の、将来の水道事業への活用時期および必要性に濃淡をつけ、長期に事業に供する見込みのない土地については、駐車場に限定することなく、より効率的な有効活用を図られたい。

### 意見(1-9) 水道事業における技術の育成・発展について(本文 53 頁)

水道局が有している技術については、① コア業務に関する総合管理技術、② 特定技術および③ 歴史的な技術があると考えられる。

まず、今ある技術を整理し、その上で民間委託で対応できるものと、水道局としてあるいは監理団体として育成・発展させていくべき基幹的な技術とをリストアップし、計画的に対応していく仕組みを作って、実行していくようにされたい。

### 意見（1-10）第三セクターの会社ごとの位置付けの明確化と透明性の確保について（本文 56 頁）

第三セクターについては、一民間企業として独立性、自立性を確立し、他の民間企業との競争性を高めていくことが重要である。水道局の第三セクターについても、極力、都からの自立を進める一方、取引依存度や人的関係の強い状況が当面継続する場合には、業務内容などに照らして、やむをえない理由を十分に精査して当該第三セクターの位置付けを明確にした上で、積極的な情報公開並びに会計監査の導入等を求めるなどして、水道局と第三セクターとの関係について十分な透明性を確保する必要がある。

よって、第三セクターの会社について、水道局が責任を持って指導監督し、その位置付けを明確にし、透明性が十分に確保されるようにされたい。

### <資産と管理に関する指摘と意見>

#### 指 摘（1-2）建設仮勘定の適時な振り替えについて（本文 59 頁）

建設仮勘定から本勘定への振り替え漏れは、財務諸表が固定資産に関する財政状況を適切に表示することにならないうえに、適正な減価償却費の計上が行われなため期間損益計算をゆがめることになり、さらに、料金の算定にも影響を与えかねないことになる。

よって、システム上、補正による再振替が支障なく行えるようにするとともに、再発を防止するチェックを行う仕組みを構築されたい。

#### 指 摘（1-3）整理未済の建設仮勘定項目の適時な整理の促進について（本文 59 頁）

建設仮勘定には、本体工事に割り振るべきであるにもかかわらず、未整理のまま残されているものが **3,944** 百万円ある。

付帯作業費等につき、平成 11 年度から 12 年度までは、当年度に付帯作業費等の額を口径別の延長距離に応じて比例配分し振り替えているが、平成 10 年度のもものが振替未済のまま建設仮勘定に残っている上、平成 13 年度以降、再び、振替未済となっている。このように振替処理に統一性がなく、当該資産につき減価償却も実施していないことになる。

よって、早急に、振替処理の基準を定め、適時適切に会計処理を実施されたい。

#### **指 摘（1-4）固定資産台帳の適切な記帳の実施について（本文 61 頁）**

境浄水場の正門は、鋼鉄製電動式のもので、門扉制御盤と監視装置から構成されているため一体として取り扱っている。しかし、監視装置（テレビカメラその他）は「機械及び装置」に該当し、「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「その他のもの 8年」を適用すべきである。

よって、このように機器等の種類もしくは耐用年数の異なるものについては、区分して台帳に記載して管理し、かつ、該当する耐用年数を基に償却計算を実施されたい。

#### **意 見（1-11）小口経費の運用を補完した少額資金前渡制度の合理的活用について（本文 62 頁）**

小口経費制度と少額資金前渡制度を併用して活用しているが、少額資金前渡の運用は、所要額を予定し、あらかじめ一括して資金前渡を受けることができるものであり、小口経費でいう「急を要する支払い」を資金前渡の運用の中で補完できるものとする。

よって、この二つの制度を併用するとそれだけ事務処理も併用せざるを得ず、非効率となるため、事務処理の効率化も含め、運用方法を見直しされたい。

#### **意 見（1-12）貯蔵品の実地たな卸しの合理的な実施について（本文 65 頁）**

水道局では、貯蔵品の期末たな卸しを、期末日以外に実施して、現品の受払管理と台帳記帳の整合性を確かめているにもかかわらず、再度、期末日に委託先である東京水道サービス（株）の担当者に現品チェックを実施させている。実地たな卸しは、局職員が実施しており、また、局の貯蔵品に関する内部統制は十分有効に機能していると考えられる。

よって、期末日に改めて現品チェックを実施する程の必要性はないと考えられるので、次年度以降は、現品と台帳記入の信頼性が維持されている限り、事務作業の効率化のために、期末日の現品チェックを省略し、実施した期末たな卸し数量にその後の現品の受払いを増減して、期末残高を確定する方法を採用されたい。

#### **意見（1-13）工事原価に配賦すべき配賦対象の見直しについて（本文 69 頁）**

東部建設事務所および西部建設事務所の庶務課経費は、工事に配賦されるような性質の費用ではなく、建設部管理課の経費も同様に建設部における内部サービス部門であり、あくまでも間接費であって、期間費用として会計処理すべきものである。

よって、固定資産の計上に当たって、取得に要した費用を広く解し取得経費として資産化しているが、そのうち直接的にも間接的にも関係のない部門の費用は、工事配賦事務費から除き、期間費用として会計処理されたい。

#### **意見（1-14）局有車の有効利用の促進について（本文 71 頁）**

東村山浄水場、東部第二支所には保全待機用自動車・緊急用自動車等、特定の用途に利用される車両であるために、利用状況が非常に低い車両がある。

よって、これらの車両は一般的用途に利用可能な車両なので、効率的に利用するように、両事業所の今後の局有車の利用状況を改善されたい。

### **<浄水・配水・給水に関する意見>**

#### **意見（1-15）東京の水源域の森林におけるシカ対策について（本文 74 頁）**

ここ数年、東京の水源域の森林では、水道水源林・民有林の区別なく、ニホンジカによる草やカン木類の食害、植栽木等の芽、葉、樹皮の食害が発生しており、また、一部の民有林では土砂流出を引き起こすような深刻な被害が発生している。被害を早く、小さく抑えない限り、近い将来、水源林の維持に対して多額の資金を投じなければならなくなることが予想される。

このため、水道局は、今年度から本格的に、苗木を守るためのシカ防護柵を設置するとともに、関係機関（環境局、産業労働局、山梨県など）と調整し、シカ対策に取り組んでいるところであるが、対象が広範囲であり、水道局が管理している水道水源林以外の地域も関係しているため、関係機関との間でより密接に共同して実施していく必要がある。

よって、苗木等に保護柵を設置するとともにシカの捕獲も考慮した効果的なシカ対策を関係機関とより緊密に継続的に実施されたい。



**意見（1-16）水源域における森林の健全化のための都民に向けた情報発信について（本文 75 頁）**

多摩川上流域の森林は、その 4 割を水道水源林として水道局が管理し、水源涵養や土砂流出防止、水質浄化など水源地としての機能向上に努めている。

しかし、上流域にある民有人工林の中には、林業の不振などにより手入れが行き届かない森林が、多々、見受けられる。民有人工林の荒廃が進むと、水道水源林が適切に管理されていても、飲料水に適した水の安定的な供給に悪い影響が出ることが想定されてくる。このような状況に対処するために、水道局では、多摩川水源森林隊を設置し、民有人工林の荒廃状況を訴え、ボランティアによる民有人工林の管理に力を入れている。

よって、引き続き、これまで以上にボランティアを含む多くの都民の手を借りて水源域の森林の健全な育成と維持ができるよう、民有人工林が荒廃している現状を関係機関と協力して広く都民に知らせるなど、情報を発信し、都民の理解と協力を得て、水源域の保全ができるように努められたい。

**意見（1-17）高度浄水施設に要する費用および使用者のコスト負担に係るアンケート調査とその反映について（本文 78 頁）**

水道局は「安全でおいしい水」の供給のために、金町浄水場、三郷浄水場および朝霞浄水場の高度浄水施設について、合わせて 1,064 億円を費やして建設したほか、現在、東村山浄水場および三園浄水場での整備を進めている。

高度浄水施設の建設による水質向上は、これに要する費用と効果、高度浄水処理の恩恵をうける水系（利根川水系、荒川水系）と、当面予定されていない水系（多摩川水系）の原水の水質の違い等をよりわかり易く都民に情報提供し、最終的なコスト負担者である使用者の意見を、十分に反映して行う必要があると考える。

よって、最終的なコスト負担者である使用者の意見を十分に反映できるようにアンケート内容（項目）を見直すとともに、その結果を今後の水道施策に反映するようにされたい。

**意見（1-18）水源施設管理費分担金に関する質問・分析と改善要望について（本文 81 頁）**

水資源機構に対しては、水源施設管理に関する事業計画および予算の内容についてヒアリングを行い、経費縮減等の要望等を行っているが、国土交通省との間では、事業計画および予算のヒアリングを行っていない。

よって、水資源機構に対しては、より詳細な資料を入手し、内容のチェックを行うとともに、国土交通省に対しては、事業計画および予算のヒアリングを行い、管理費分担金の支出内容の妥当性なり合理性を十分に確認した上で、経費の縮減を要望されたい。

**意見（1-19）区部における浄水場業務の外部委託の推進について（本文 84 頁）**

近年、小規模浄水場の運転管理業務を受託する能力を有する民間企業が出てきており、一部の水道事業体において、浄水場の外部委託がはじまったところである。

区部浄水場は大規模で複雑・高度な運転管理技術が必要であるが、浄水場の外部委託は、一般に運営経費の低減に有効な手段であることから、安定給水等に配慮しつつ、区部においても経済合理性の観点から積極的に検討、導入を図っていく必要がある。

よって、施設整備計画に合わせて、浄水場ごとの具体的な外部委託について検討し、経済性、効率性の観点から現状と比較検証をして、着実かつ計画的に外部委託を推進されたい。

**意見（1-20）漏水防止計画作業の見直しについて（本文 87 頁）**

漏水防止計画作業は、区部においては主に直営で、多摩においては、外部に委託して実施している。

区部においては、給水管の材質をステンレス化してきているところから漏水率が4.7%までに低下してきており、漏水防止計画作業の効果が上がってきていることを示している。したがって、このまま、従来と同様に漏水防止計画作業を続けていく必要があるか見定める必要がある。

よって、区部の漏水防止計画作業の作業量を減らすとともに、作業の外部委託を拡大されたい。

### 意見（1-21）貯水槽水道の点検調査の有効活用について（本文 90 頁）

水道局は水道事業者として、平成 16 年 9 月から 5 年計画で貯水槽水道の点検調査を開始し、平成 16 年 9 月から平成 17 年 3 月については、東京水道サービス株式会社に調査業務を委託しており、契約件数は 2 万件、契約金額は 294 百万円で 1 件 14,700 円の計算となり、予定されている 22 万件的調査委託料は、3,234 百万円と試算される。

よって、貯水槽水道の適正管理の情報公開に併せて、直結給水方式への切り替えに関する費用比較や切り替えメリットを積極的に公開し、直結給水方式をより一層推奨し、調査コストの削減や蛇口から出る水道水の改善に取り組まれない。

### 意見（1-22）浄水場における休暇代務の縮減について（本文 92 頁）

浄水場の中央管理室等の交替勤務の職場においては、勤務表は、前月の中旬に作成するため、それまでに休暇が明確となっているものについては、勤務表を組み替えられるが、勤務表を作成した後に休暇申請があると、他の職員が代わりに勤務することとなる。

この休暇等のため他の職員が代わりに行う勤務については、調整日勤者、嘱託員の活用および勤務変更等でできる限り対応しているが、これらで対応不可能な場合は、超過勤務扱いとして対応をしており、これが「休暇代務」である。この超過勤務に対する手当が年間 62 百万円（平成 15 年度）支払われている。

よって、勤務表作成時点である前月中旬までに休暇予定日が分かっている場合は、できるだけ事前に申し出るよう、なお一層指導を徹底し、超過勤務手当の縮減を図られたい。

## <料金徴収等に関する指摘と意見>

### 意見（1-23）水道料金徴収経費の合理的な削減について（本文 95 頁）

水道料金の徴収経費（委託費）は、平成 12 年～15 年度、いずれも 45 億円程度かかっている。給水収益（同期間 3,077 億円～3,120 億円）に対して、いずれも 1.5% 程度かかっていることになる。

よって、今後の徴収業務の改善に当たり、検針に係るコスト削減と新たなサービス提供の観点から、① 検針業務の共同化や② 自動検針の導入、さらに、通信運搬費等については、③ 納入通知書の現地発行、④ 電子メールでの請求情報通知、あるいは、⑤ ネット等による料金の支払決済等、費用の削減効果を検討し、水道料金徴収業務の総合的な改善を図られたい。

### 意見(1-24) 検針係の検針事務日誌の整備について(本文 98 頁)

各営業所で作成している検針事務日誌は、点検票の審査事務に係る現場訪問業務が把握できるようになっていないために、現場訪問の正確な業務量が把握されていない。

よって、検針係の検針事務日誌の記載方法と内容を見直し、検針係の業務の的確な把握を行い、効率的に業務が実行できるように改善されたい。

### 意見(1-25) 検針関係業務の外部委託の範囲拡大等による業務改善について(本文 98 頁)

水道局においては、各営業所に検針係が配置され、点検票の審査事務や中止清算事務などを行っており、平成 15 年度の検針係に関する経費は約 22 億円にも上っている。

よって、この点検票の審査事務等の内容を費用対効果の側面から検証し、審査対象の見直しを行うとともに、併せて、外部委託の範囲を拡大するなど、より効率的な実施方法を確立することにより、検針業務経費の圧縮を図られたい。

### 指摘(1-5) 水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」となる処理の改善努力に向けて(本文 101 頁)

水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」を事由とする件数は 10,809 件で、金額は 29 百万円(平成 15 年度)である。「費用倒れ」を事由として徴収停止しているもののうち、一定の催告後、未納の催告電話を 1 回しかしていない、あるいは電話を複数回した記録を残していないで「費用倒れ」として処理をしているものが一部見受けられる。

よって、サービス推進部において 2 度目以降の訪問を行う前に、必ず電話による催告をするように改められたい。

また、現在は昼間にしか移転先を訪問していないが、共働き世帯等、昼間は不在である使用者も多いため、夜間現地催告もしくは夜間電話催告等の方途により適切に未納者に対して催告すべきである。

**指 摘 (1-6) 区部から移転した使用者の未納水道料金の徴収依頼の促進について  
(本文 101 頁)**

現在は、区部から多摩市および武蔵村山市へ移転した使用者の未納水道料金の回収に当たって、両市を所管する事業所に対して徴収依頼をしていない。

よって、今後は、両市に移転した使用者の未納水道料金の回収を促進するため、区部と同様に相互に徴収依頼されたい。

また、現在、事務委託をしている市町においては、事務委託を解消した段階で相互に徴収依頼されたい。

**指 摘 (1-7) 水道料金の未納者による使用中止に係る催告手続の見直しについて  
(本文 103 頁)**

水道料金が未納の状態にある使用者に対しては、徴収整理従事者により所定の催告等を行っているが、本人から中止の申し出があった場合には、使用中止分の請求を行う必要があるため、改めて所定の催告等を行うこととなる。未納の水道料金がある場合には、直近の水道料金と未納分を併せて請求を行っているため、**2～3**ヶ月程度の間は、システム上、徴収整理従事者による当該水道料金の未納に対する催告を中断している。

その結果、連絡が取りづらくなり、徴収できないケースが増えていくことにもなる。

よって、過去に未納の水道料金にかかる未納カード情報が作成された使用者からの中止の申し出のうち、中止分の請求先を告知しない場合には、徴収整理従事者による催告を早期に行われたい。

### 意見（1-26）徴収整理事務の効率化について（本文 105 頁）

納入通知書等の発行件数に対する未納カード発行の割合から推して、収納係の年間業務コスト 2,744 百万円は、水道使用者の 1.5%に対するコストであるにもかかわらず、納期限内に納入している水道使用者 98.5%も含め、年間 600 円のコスト負担を強いられている。

また、平成 15 年度の未納カード処理に係る業務コストは、1 件当たり 5,000 円以上と算出され、債権によっては、回収額を上回る回収コストを要しているものもある。

他方、収納係の徴収整理事務には、専門性の低い初期の電話による催告、催告書の投函および現場における料金収納などが含まれ、これらは必ずしも水道局の職員によって行われなければならない性格のものではない。

よって、徴収整理事務の業務分析を実施し、必ずしも水道局の職員が行う必要のないものや専門性、困難性の低いものについては、その業務を委託するなど、より一層効率的な業務を実施するよう改善されたい。

### 意見（1-27）徴収サイクルの見直しについて（本文 111 頁）

水道局には、平成 16 年 3 月現在約 300 名の収納係等の職員が未納料金の収納業務に従事しており、平成 15 年度に徴収整理業務に要した経費は約 2,744 百万円となっている。

未納カードが発行された使用者のうちには、真に生活に困窮しているとは認められない使用者が相当数おり、結果的に行政的な配慮を必要としない未納の使用者のために発生する徴収コストを、納入期限内に支払う一般の使用者が負担する状況が生じている。

よって、一度目の請求で支払う使用者との公平性を確保するとともに水道料金債権の早期回収を実現するため、期間短縮に向けた徴収サイクルの見直しを図られたい。

また、未納料金徴収に要するコストの実情をホームページなど積極的に広報し、恒常的に未納カードが発行される使用者に対する水道局の毅然とした姿勢を示されたい。

### 意見（1-28）収納係の徴収整理事務日誌の整備について（本文 114 頁）

収納係の業務遂行状況については、徴収整理事務日誌により把握している。しかし、給水停止執行通知書発行後の収納件数、現場訪問件数の記入欄はそれぞれあるものの、現場訪問後の収納件数の記入欄がないため、現場に出動し徴収整理を行うという特殊性、業務能率昂揚の必要性の高い業務の業務量を正確には把握していない。

よって、水道料金の徴収に関する重要な情報であり、業務の改善に資するためにも収納係の徴収整理事務日誌の記載事項を充実し、確実に実施されたい。

### 意見（1-29）収納係徴収整理従事者に対する特殊勤務手当の支給範囲の見直しについて（本文 114 頁）

未納カードが発生した料金を徴収すると収納係の徴収整理従事者に全額納入の場合は 50 円、一部納入の場合は 20 円の徴収整理手当が特殊勤務手当として支給されており、平成 15 年度の徴収整理手当の支給額の合計は 33 百万円となっている。

しかし、未納カードが発生した料金であっても、給水停止執行通知書の郵送のみにより収納するなど必ずしも現場における業務を伴わないものもある。

よって、未納カードが発生した分の料金を収納した場合という現行の徴収整理手当の支給範囲は、特殊勤務手当の支給根拠である給与基準条例 第 6 条の趣旨に照らし問題があると考えられるので、手当の支給範囲の見直しをされたい。

## <営業所等に関する意見>

### 意見（1-30）営業所の待機受付業務の見直しについて（本文 117 頁）

お客さまセンター全面稼働後は、電話による受け付け業務および問い合わせ対応業務が集中化されることで、給水待機時間帯の受け付けおよび問い合わせ対応業務の多くが移行可能となる。

よって、お客さまセンターの開設に伴い、効率性や費用対効果の観点から、料金滞納者に関する納付方法の見直しを含めて、待機業務削減等を図るなど、**A 待機**、**B 待機**を問わず、営業所における待機体制を見直し、待機手当 230 百万円の削減を図られたい。

### 意見（1-31）支所・営業所における給水待機体制の見直しについて（本文 123 頁）

水道局における給水待機は、水道事業者として必要不可欠である緊急を要する事故等への対応として、地域の広さや業務量に関係なく、支所および給水課営業所に一律で待機職員を配置している。しかし、給水待機時の出動は、給水装置の漏水調査等や給水停止栓の開栓などがその多くを占め、緊急を要する事故等の発生は少ない。

よって、現状の待機体制を費用対効果の側面を含めて検討し、給水課併設営業所配置の出動班 2 人体制の見直しなど、待機体制の見直しを図ることにより、待機手当支給額（平成 15 年度：792,275 千円）の縮減を図られたい。

また、現在作成されている待機日誌についても待機時の出動理由について分析し、夜間の出動事由を把握し、合理的かつ効果的な待機体制にするよう改善されたい。

### 意見（1-32）お客さまセンター開設後における営業所営業系の業務の効率化について（本文 126 頁）

水道局は、電話による各種受付業務を一括して取り扱うお客さまセンターを設置することにしており、その全面稼働後の営業所営業系の業務は、料金に関するチェックリストの処理やデータ入力等の料金に関する業務が残るが、これらの業務を遂行するに当たり、現在の営業所営業系の体制で、さらには現在の職員の 64%、187 人（推計）を配置して業務を遂行することについては、業務の効率性を踏まえた分析を実施し、営業系のより効率化を求めた業務改善をしていく必要があると考える。

よって、全面稼働後は、営業係が担う業務を精査し、営業所の係の再編や業務の集中管理化、さらには可能な限り民間への業務委託も含め、より効率的、経済的運営を実施することで、お客さまセンター開設に伴う開設費用の早期回収や費用対効果の拡大を図られたい。



### 意見（1-33）営業所の効率的な業務再編の取り組みについて（本文 128 頁）

水道局の営業所においては、諸種の業務を行っているが、以下の点を考慮して業務を改善し、営業所の再編を促がしていくべきであると考えます。

- ① お客さまセンター全面稼働に伴う営業係の受付業務の大幅な縮小
- ② 検針係における点検票の審査事務等の外部委託を含めた業務の効率化
- ③ 収納係の徴収整理の外部委託を含めた業務の効率化

よって、これらの改善を行い大幅なコスト削減に取り組むことで、29 ある営業所における人的配置の縮小が可能となることから、業務内容の再編やデータの集中管理化を実現し、固定的に発生する営業所の維持コストの削減も含めて、業務の効率化を図り、営業所の業務再編に取り組まれない。

### 意見（1-34）西部支所と場所を同じくする部所の財、サービスの共同利用と間接部門業務の統合等の促進について（本文 130 頁）

間接部門である庶務課の業務は、職務の機能という側面では、どの部署でも同一でないし類似のものが多い。したがって、より一層の効率性、生産性を向上させるために、これら類似業務処理にかかるサービスの共同利用や業務の統合を行う余地がある。

よって、複数の部所が配置されている和泉庁舎の人的、物的資源の共有化を図りつつ、その有効活用を図られたい。

## <契約等に関する意見>

### 意見（1-35）江東区新砂の土地借地料の契約条件の見直しについて（本文 132 頁）

水道局東部第一支所の庁舎として使用している江東区新砂の土地 **8,027.1** m<sup>2</sup>のうち **750.3** m<sup>2</sup>は、**A** および **B** から賃借している。借地料は、平成 15 年度で年間 **10,975** 千円である。

当該土地の賃貸借契約は「貸主からのみ、賃料を改定することができる」と定められており、契約の平等性・合理性に欠けている。平成 16 年度において地価をもとに算出した借地料は **7,124** 千円であり、年間約 **3,800** 千円程借地料が相場より高かったことになる。過去 5 年間の累計では約 **18,462** 千円になる。

よって、借地料を適正な水準に近づけるため、今後、地価の下落に合わせて借地料を見直すことを、水道局からも申し入れできるように、契約条項の改定を今後も粘り強く交渉されたい。

### 意見（1-36）業務委託における特命随意契約の見直しについて（本文 134 頁）

平成 15 年度の業務委託契約 1,162 件のうち、少額以外の理由による随意契約が 636 件あり、件数ベースで 55%を占めている。同様に、266 億円のうち、少額以外の理由による随意契約が 224 億円あり、金額ベースで 84%を占めている。

業務委託は、物品の購買に比べると、委託内容の継続性等から随意契約による契約となるケースが多くなるが、委託開始当初から随意契約とされた案件について、その後、民間事業者の受託能力が向上している業務もある。

よって、現在、特命随意契約により業務を委託しているものについて、より一層の精査を行い、可能な限り競争性を向上させるためにも入札方式を採用するよう取り組まれない。

### 意見（1-37）事務所等における委託契約の入札に関連した競争性の確保について（本文 137 頁）

水道局の各支所および各支所管理区域内の庁舎等の清掃業務委託をみると、指名競争入札により毎年業者選定が行われているが、平成 15 年度までの過去 5 年間の落札比率は、平均でいずれも 95%を上回り、きわめて高い水準にある。平成 15 年度にいたっては 15 件のうち 9 件が 98%以上となっているように、入札において競争性が生かされていない。

現在、水道局の契約で予定価格 3,200 万円以上の案件に関しては、東京都公報特定調達版にて広く告知されている。また、水道局の経理部契約課では、予定価格 500 万円以上の案件については、広く入札参加希望者を募っている。

各事務所の委託契約等の入札の方法を改善し、より競争の働く仕組み作りが必要と考える。現在、3,200 万円未満の各支所および事業所の契約については、公募の手続きがとられていない。

よって、より競争性を高めるため経理部契約課における 500 万円以上の契約と同様に、それ以外の部署においても 500 万円以上の契約について、公募手続を実施するよう、図られたい。

### 意見（1-38）委託検針業者との継続随意契約の見直しについて（本文 139 頁）

委託検針業者との随意契約が 7 契約あり、うち 5 件が実質的に同一内容の継続契約である。これらの契約は、18～25 年にわたって継続されており、1 者との随意契約ではないというものの、随意契約として長期間継続していることは、透明性および競争性の観点から問題があると言わざるを得ない。

よって、資格審査による業者の選定や複数年契約など、安定的な履行を確保する方策を講じつつ、透明性を確保し、競争性が発揮できる契約方法の導入を図られたい。

### <工業用水道事業に関する意見>

### 意見（1-39）工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について（本文 143 頁）

工業用水道事業は、地盤沈下対策としての一定の目的を達成し、また、工業用水の需要は、昭和 49 年度の基本水量をピークに減少傾向が続いており、今後も減少していくことが想定されている。

経営状況をみると、平成 2 年度以降、赤字基調となっており、平成 9 年に「東京都工業用水道経営改善計画」を策定し、料金改定などを実施することにより、増収策を講じたものの、赤字基調の解消には至っていない。

赤字の要因としては、前述した需要量の減少に加えて、国の規制が挙げられる。工業用水道事業は、経済産業省において工業用水道事業費補助金を受けた事業の基準料金を定めており、現在の基準料金は、昭和 61 年に改定された 48 円/m<sup>3</sup>となっている。

都は、加重平均で、この基準料金と同額で料金設定しているものの、適正な原価の回収が図れない状況にあり、毎年赤字基調となっている。さらに、一般会計からの繰入は、毎年 10 億円程度となっている。

よって、適正な原価の回収を図れるように国などに対し、基準料金の要件緩和などを要望していくとともに、地下水揚水規制のあり方を踏まえた上で、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的に経営を改革することについて、関係各局とより具体的な検討を進められたい。



社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理  
について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

### 2 監査の対象

監査の対象としたのは「社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について」である。

## 第2 監査の結果

### 意見(2-1) 指定管理者制度を見据えた人員配置の見直しの必要性について(本文164頁)

地方自治法の改正により創設された指定管理者制度により公の施設の管理代行が民間に開放され、すでに事業団や民間の社会福祉法人に運営を委託している都立施設についても、平成18年度から当該制度が適用となり、改めて公募により指定管理者を選定することになる。

社会福祉法人東京都社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)が受託する都立施設は、東京都福祉保健局(以下、「局」という。)で設定された人員が、様々な職種で加算配置されているが、調布福祉園がサービスを維持しつつ民間移譲が可能となった例を参考に、他の都立施設においても、実態に見合った人員配置について検討し、見直す必要がある。

よって、局は、指定管理者制度を見据えた適切な人員配置基準を再構築し、サービスを維持しつつ経費節減を実現されたい。

### 意見(2-2) 事業団施設と民間施設との比較による競争力の確保について(本文171頁)

事業団施設の場合、職員のほとんどが都派遣職員で構成され、勤続年数が長く年齢構成が高いことから、民間施設の人件費と比較して極めて高い状態にある。

平成18年度から本格的に導入される指定管理者制度では、事業団も民間の社会福祉法人とサービスの質のみならず経済性、効率性および有効性等の観点からも公募において競い合い、指定管理者に選定されなければならない厳しい環境におかれている。このことを十分に認識し、事業団においては、職員構成の見直しや人事・給与制度の改正など、事業運営の抜本的な改革が必要と考える。

よって、事業団は東京都と協議の上、非常勤職員の活用などによる人件費の縮減や諸種の問題についての改善策を早急に策定し、実施されたい。

### 意見(2-3) 指定管理者制度における管理代行方法の構築について(本文 173 頁)

民間施設と都立施設の経費算定根拠は、もともと大きな違いはなかったが、民間施設では経費算定を包括化したサービス推進費補助に改め、より柔軟な運用が可能となっている一方で、都が委託する都立施設については、経費項目ごとの積み上げ金額を委託基準とし、この委託基準の範囲内で施設運営を行うこととなっているため、項目間での運用等柔軟な運営を行いがたい現状にある。

よって、福祉現場への民間参入という激変する社会情勢に応じ、指定管理者制度の導入に当たっては、こうした現行の委託方法にとられることなく、柔軟な施設運営が可能となるサービス推進費補助の手法を組み合わせるなど、施設運営法人の効率的かつ効果的な施設運営が可能となる管理代行方法を構築されたい。

### 意見(2-4) 指定管理者制度導入時における公募条件とプロセスについて(本文 174 頁)

平成 15 年に改正された地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき指定管理者制度が導入され、現在事業団が運営受託している福祉施設も原則として、一旦、公募による運営法人選定のスクリーニングを経ることとなる。

事業団は、コスト面では厳しい戦いが予想される。一方、数多くの施設を受託運営してきた実績とノウハウを持っている。

事業団は、都が全額出資し、職員の 90%以上が都から派遣されている都の監理団体であることから、都民の目が、事業団改革の推進に資する公正な公募となるかどうかには集まることは必然である。

よって、都による法人選定の際、コスト面だけでなく、施設運営能力を考慮すべきは当然であるが、選定基準および選定プロセスが、事業団にとってのみ有利にならないような条件設計を行い、その内容を公開したうえで、公募されたい。



### 意見（2-5）児童の質的変化に対応した児童養護施設の体制の整備について（本文 177 頁）

近年、児童養護施設に入所する児童は、親の離婚や失踪といった原因から、被虐待や養育放棄などへと変化しており、児童相談所等と連携しながら、家族を養育可能な状態に誘導し、家庭復帰の促進に、一層、取り組んでいく必要がある。

また、東京都は民間では受け入れ困難な児童について、都立施設の一定の役割として、その受け入れに取り組んできた。しかし、被虐待等による入所児童は増加傾向にあり、その対応は、都立施設だけではなく、社会的養護全体のあり方にかかわる課題となっている。

よって、処遇困難児童が円滑に受け入れられる体制を整備し、児童一人ひとりの状況に応じた援助が行えるよう、社会的養護全体のあり方を検討し、効率化が求められている都立施設の民間移譲などを含め、中長期の計画を構築し、実現されたい。

### 意見（2-6）児童養護施設の効率的な調理員の配置について（本文 187 頁）

児童養護施設の 1 食単価が平均 1,026 円で、障害者（児）施設の 1 食単価平均 817 円と比較して高いのは、学校給食により平日の昼食の食数が少ないにもかかわらず、調理員が常勤で配置されていることにより、食材以外の間接コストが 1 食当たりの単価を押し上げる結果となっているからである。

そのため、都立基準による調理員の配置について、業務の効率性の観点から適正な配置へと見直していく必要がある。

また、児童養護施設は寮内に台所が設けられており、ご飯などは寮内で作ることができるため、たとえば、児童と一緒に朝食のおかずや味噌汁などについても寮内で作れるようにすることで、職員と児童、児童と児童との協調性、児童の自立性の確保等ができると考える。

よって、調理員の柔軟な配置を実現し、業務の効率化を図られたい。

### 意見（2-7）障害者施設の調理費用の再検討について（本文 187 頁）

七生福祉園（者）と日野療護園では、1 食当たりの調理委託費がそれぞれ 192 円と 460 円であり、両施設間では 268 円（2.4 倍）の大きな差が生じている。施設によって、障害程度の差によりミキサー食の追加的コストの発生等も考慮しなければならないが、調理にかかる経費があまりにも違いすぎる。

よって、各施設の調理委託の実施体制や仕様内容について情報交換等を行い、コストの縮減に向けた検討を行い、調理費用の改善に努められたい。

**意見(2-8) 事業団の受託している施設間の食材単価の効果的な情報交換について(本文187頁)**

平成15年10月の食材購入単価について、事業団が受託している児童養護施設では、施設間で牛乳(1,000ml換算)は1.6倍、豆腐(350g換算)は1.9倍、こんにゃく(250g換算)は2.0倍の価格差があり、障害者(児)施設では、施設間で牛乳(1,000ml換算)は1.3倍、豆腐(350g換算)は1.8倍、こんにゃく(250g換算)は1.9倍の価格差があった。

よって、食材購入については、施設ごとあるいは地域ごとの特性があるなどの理由から一括購入は難しいとしても、食材の「より良いものをより安く」購入できるよう施設間の食材単価に関する情報交換を有効に実施して経済性と効率性ある食材の購入に努められたい。

**意見(2-9) 授産施設の有効活用について(本文188頁)**

大泉就労支援ホームは、視覚障害と他の障害(知的障害、肢体不自由など)が重複している利用者に必要な訓練を行い、授産事業を通じて自立を支援することが目的とされているが、実質的には生活施設となっている。

よって、個々の利用者の地域生活移行や授産の可能性に応じてきめ細かく支援を行えるよう支援内容に検討を加えるとともに、他の施設と連携するなど施設の活性化を図られたい。

**意見(2-10) 障害者施設において利用者の能力をより発揮できる支援体制の充実化について(本文189頁)**

事業団が運営する障害者施設で行われている支援活動は、従来から行われているハガキ作りなどの創作や文化活動などが中心であり、IT機器を利用者の支援に利用する取り組みは行われていない。

近年ITの発達により、身体に障害があってもパソコン等を利用して、より社会との接触を持ち、社会に貢献する可能性が広がってきている。

利用者の障害の状況に応じてIT機器などを活用することにより、訓練の幅が広がり地域社会への移行などに活かされるものと思われる。

よって、現在の発達したIT機器などを活用した「支援方法の開発」に創意工夫を凝らして取り組まれたい。

### 意見（2-11）東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しについて（本文 193 頁）

福祉現場に携わる社会人のためのリカレント教育を行っている東京都社会福祉総合学院（以下、「学院」という。）の通学課程は、定員 80 人に対して、平成 15 年度において入学者は 62 人であり、平成 16 年度の入学者は 36 人となっている。

定員割れになっている理由として、福祉現場に携わる社会人は、変則勤務従事者も多く、また、最寄りの駅から遠いなど学院への通学が比較的不便であることや、新たな資格の取得に結びつかないこと等が考えられる。

よって、民間機関や区市町村においても多様な福祉教育が実施されている実情を踏まえ、他の福祉系大学院や専門職大学院との提携等や、受講者が少ないコースの閉鎖、東京都が保有するより交通の便の良い施設への移転などを検討して、学院通学課程の運営方法を抜本的に見直しされたい。

### 意見（2-12）東京都社会福祉総合学院の運営の改善について（本文 197 頁）

学院の建物は、学院の委託事業および独自の福祉人材養成事業を学院の建物を用いて行うという条件のもと公募した結果、平成 14 年 4 月に特定の学校法人に 5 年間の定期建物賃貸借契約を結んで一括賃貸されており、建物の 90%相当部分は特定の学校法人が使用し、賃貸料収入は事業団の収益事業として計上されている。

学院の建物は、特定の学校法人が継続的に使用する可能性があるが、借入金償還額および利息相当額は、すべて都からの補助金として事業団に支出されており、現況を維持すれば、今後、平成 22 年までに約 18 億円、累積で約 21 億円が都から支出されることが見込まれている。

学院建物の賃貸料はプロポーザル方式による提案額を参考として決定されている。平成 15 年度の賃貸料は 56,700 千円であるのに対し、その維持コストは、東京都が所有する土地の地代を考慮しなくても現在の賃貸料より大きな費用であり、学院建物の建設経緯と福祉人材養成機関としての性質を考慮しても現在の賃貸料とは大きな乖離がある。

施設の活用状況を見ても、① シャワー設備付きアリーナ、② 防音装置付きピアノ練習室および③ OA 室等の利用度はきわめて低いままになっている。

よって、このような学院運営の実態を踏まえ、都からの補助を極力削減できるよう、学院の運営のあり方について抜本的な見直しを図られたい。

この場合、現在の資産の活用方法については、事業団・局内だけではなく、都全体としての有効活用を含めて検討されたい。

なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策を講じられたい。

### **指 摘（2-1）学院における物品管理指導の改善について（本文 199 頁）**

現地を実査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見されたため、事業団が借受者に現品と台帳の照合を要請したところ、本来、借受者が定期的を実施するべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、現品の確認に相当時間を要したうえ、台帳に記載された物品のうち、一部のものの所在が不明であることが判明した。

よって、事業団は、定期的借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底されたい。

### **意 見（2-13）本部業務の改善等の必要性について（本文 201 頁）**

事業団本部には、理事長を含め 24 人が在職し受託運営施設全体を管理しており、直接人件費 113,475 千円（平成 15 年度）を含め約 3 億円の経費が発生している。平成 18 年度から都立施設に指定管理者制度が導入され、民間との競争が激化してくるので、この高コスト体質を抜本的に改革していかねばならない。

よって、局と協議し、本部体制のスリム化を徹底して行うなど、諸種の施策を積極的に実施されたい。

### **意 見（2-14）管理会計を認識した損益計算書の作成と有効な活用について（本文 201 頁）**

事業団では、施設ごとに会計を行っているが、本部経費を各施設に配賦した後の損益計算書を作成していない。

よって、本部経費配賦済損益計算書を作成した上で、各施設の有効な管理目的に活用されたい。

### 意見（2-15）苦情解決の対応について（本文 203 頁）

事業団では、受託運営している施設の苦情に適切に対応するため、各施設に投書箱や受付窓口を設置しているほか、民生委員等の第三者委員が利用者等から直接苦情を受けられる体制をとっている。また、苦情解決の責任主体を明確にするために、すべての施設に「苦情解決責任者（園長）」を配置するとともに、施設によっては「苦情解決委員会」等を設置するなど、苦情解決の仕組みが整備されている。

ところが、平成 15 年度、苦情解決委員会が設置されている石神井学園では、同委員会が 1 度も開催されていない。千葉福祉園では、2 回開催されているが、議事録等が作成されていない。苦情解決は迅速に対応することが重要であることから、必ずしも同委員会に諮ることなく、話し合いによって解決しているケースがあるが、その場合でも十分な記録の整理が行われていない。

よって、苦情内容および解決・改善までの経過と結果を、書面に記録して整理すること、苦情申立人が第三者委員への報告を拒否した場合を除き、一定期間ごとに第三者委員（苦情解決委員会）に報告し、必要な助言を得ること、職員等に周知を図り、苦情解決・改善に向けた意識の醸成を行うことなどにより、施設運営のサービスの向上に努められたい。

### 意見（2-16）児童養護施設の事故記録の整備と再発防止に向けた職員の意識啓発について（本文 205 頁）

児童養護施設では、「利用者事故報告書」をその都度作成しているが、その後の処理結果がどうなったか、事後どのような対策が取られたか、本部には随時報告されているが、これらを記録として整理していない施設があった。

事故の概要等については、園長や特定の一部職員だけが理解しているにすぎず、児童を直接処遇する職員まで必ずしも周知されているとは考えにくい。職員一人ひとりが事故に対する意識を高め、情報を共有化していくことで、危険も共有することができ、再発防止の実効力を高めていくことができると考える。

よって、各施設において、事故の記録を整理するとともに、事業団本部においては、職員を対象にした研究会の開催など、職員の事故に対する意識啓発を積極的に進め、再発防止の体制整備に努められたい。

### **指 摘 (2-2) 委託料により購入した物品の適切な管理について (本文 207 頁)**

事業団は、局との契約に基づき、施設、付属設備および物品の維持管理を受託しているが、各施設で、現存していない物品が保全物品整理簿に相当数記載されていた。

保全物品整理簿は、現存する物品と照合することにより、はじめて紛失や毀損を発見・防止することができ、更新を適時に行うことにより、物品の効率的な管理に資するものである。

よって、保全物品整理簿と現品を年度末に照合した上で、局に報告するとともに、有効に物品管理をされたい。

### **意 見 (2-17) 職員のメンタル面でのサポート体制の充実について (本文 208 頁)**

事業団の職員は、医療法人社団との業務委託契約に基づき、メンタル面のセミナーおよびカウンセリングを受けることができる。しかし、カウンセリングの利用頻度が極めて低く、その原因としては、受診に対する職員自身の抵抗感と事業団内部での PR 不足等が考えられる。

よって、福祉の現場は精神的な負担もかかりやすいと思われるので、職員にメンタルヘルス相談ができることをより周知・徹底し、メール相談の追加など、業務委託契約をより有効に活用しつつ、実効性のあるメンタル面でのサポート体制を充実されたい。

### **意 見 (2-18) より利用者の視点に立った福祉サービス第三者評価結果の情報提供について (本文 210 頁)**

第三者評価制度が導入された最大の目的は、利用者の選択を支える仕組みとして機能することである。そのためには利用者にとって各施設の第三者評価の結果が分かりやすくなっていることが重要である。

各施設においては、① 評価結果サイトへのリンク (5 施設 平成 16 年 11 月現在) のほか、② 園だよりへの掲載、③ 保護者会等での説明、④ 園内の掲示板での掲示などの方法で独自に公表しているが、広く都民がインターネットで第三者評価結果を検索することは容易ではない。

よって、事業団本部が各施設に助言、指導して、各施設のホームページに第三者評価結果のサイトへのリンクを設定されたい。

### **意見（2-19）福祉サービス第三者評価結果の有効活用について（本文 210 頁）**

第三者評価制度は、利用者のサービス選択に資するほか、施設自身の福祉サービスの質を向上させるための取り組みを促進させることも目的としている。

第三者評価制度を有効に活用するためには、各施設が評価結果を真摯に分析し、他施設の評価結果との比較、自己評価結果との比較を行って、要改善事項を認識し、積極的に改善に向けて取り組んでいくことが必要である。

よって、事業団は、平成 15 年度の第三者評価結果を受けて、平成 16 年度の改善計画の策定など、改善に着手しているが、継続的な改善状況の把握を含め、各施設における福祉サービス向上のための取り組みを充実されたい。

### **意見（2-20）ペイオフ解禁対策の実施について（本文 216 頁）**

事業団として、平成 17 年 4 月 1 日解禁予定のペイオフ対策につき、いまだ具体的な対応方針が策定されていない。

現状では、口座開設は施設に任されており、中小金融機関の普通預金口座に億単位の残高があるケースや、同一金融機関支店に最大 6 種類もの普通預金口座が存在する場合もあった。

よって、早急にペイオフ解禁に向けた対策につき事業団内部で決定し、普通預金口座等から決済用預金口座への移管、経営健全性の高い金融機関への変更、安全性の高い債券等での運用等を含めた、安全かつ効率的な資金運用を図られたい。





## 民間文化団体への補助金等について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

### 2 監査の対象

平成15年度の「農林水産事業の補助金等について」に引き続いて、補助金事業を対象として、「民間文化団体への補助金等について」を取り上げた。

## 第2 監査の結果

### 意見(3-1) 都民芸術フェスティバルの改革の必要性について(本文 230 頁)

都民芸術フェスティバルは、35年の時の流れを経て、当初の使命は果たされたと考える。

よって、補助事業として継続していく以上、全体を貫く具体的なコンセプトを確立したり、実施期間を集中化することなどにより事業の一体性を高めるとともに、若手芸術家の人材育成などの都としての新たな視点を導入することを含め、限られた財源を有効に活用できるように、都民芸術フェスティバルの従来からの事業執行方法を大胆に改革されたい。

なお、見直しに当たっては、実施可能なものについては、できるだけ速やかに実施されたい。

### 意見(3-2) 都民芸術フェスティバルの参加団体の活性化に向けて(本文 231 頁)

本文において示した(表)に見られるように、都民芸術フェスティバルの補助金等交付団体が固定化していると同時に、過去5年間における各団体に対する補助金等の交付額をみると、ほぼ比例的に支出額を削減しており、配分比率はあまり変化していない。

よって、補助事業の膠着化を防ぎ、補助金等交付対象団体の固定化を避けるとともに、一律的削減を是正するために、以下の取り組みをされたい。

- ① 公演内容の公募等による分野別の「競い合い」を導入すること
- ② 斬新な発想をもったプロデューサーやコーディネーターを入れた審査機関を設置すること
- ③ 都の事業目的等を反映した審査基準を設けること

**指 摘(3-1) 都民芸術フェスティバルの評価の必要性和補助金等交付額等への反映について(本文 231 頁)**

都民芸術フェスティバル事業においては、都の財源を原資としているため、交付決定後の補助事業の事後評価がとくに重要である。しかしながら、都民芸術フェスティバル事業に関する事業効果の把握方法としては、現地調査やアンケートなどを実施しているものの、有効な分析が行われてはいない。

よって、事業の評価手法の確実性を高めるために、事業の評価基準を作成するなど、客観的な事後評価を行う体制を構築し、補助金等交付額の決定および参加団体の選定に反映されたい。

**意 見(3-3) 都民芸術フェスティバルのより積極的な PR 活動の実施について(本文 231 頁)**

事業の PR が限定的で、あまり効果がなく、都民への周知が不十分であるため、以下のような現象が起きている。

- ① 観客が高齢化し、しかも特定化する傾向があること
- ② 若年層への広がりが少ないこと

よって、ホームページの活用や団体との連携による PR 促進などにより、広く、一般都民が参加できるようにされたい。

また、PR 効果を高めるための話題づくり等の工夫をされたい。

**指 摘(3-2) 補助金等の交付と精算に関する規定整備と調書作成について(本文 233 頁)**

補助金等の交付に当たっての重要な手続きに交付審査があり、その審査に当たっては、① 交付目的に該当するか、② 対象経費が適切か等について、審査することとしているが、審査をすべき項目と基準を定めた「審査項目一覧表」を作成していない。

よって、補助金という、都の公金を支出するのであるから、交付の適正性を担保するためにも、補助率を明確にするなど補助金等交付にかかる規定を整備するとともに、「審査項目一覧表」を作成し、実施した状況と結果を明らかにした上で、備置しておかれたい。

また、交付決定後の精算審査においても同様である。

#### 意見(3-4) 花火大会に対する補助事業の効果分析の必要性について(本文 235 頁)

東京都は隅田川花火大会に補助金等として **3,520** 万円を交付している。大会運営は台東区と墨田区が中心となり、**1** 年交替で事務局を担当している。花火大会は、住民の地元意識を高めたり、季節の風物詩として地域のイメージづくりに大きな効果があるとともに、経済的効果として、飲食や交通等にも大きな波及効果を生んでいる。

また、民間企業とのタイアップなどによって、外国人観光客が観覧しやすい仕組みをつくることにより、国際観光都市東京を売り出す夏の一つの目玉として、隅田川花火大会を活用するなど重要なことと考える。

よって、都としては、補助事業の効果について、その地域経済への効果も含めて、花火大会の費用対効果を把握するとともに、より有効な補助金等の交付となるよう図られたい。

#### 意見(3-5) 東京国際映画祭への支出の費用対効果と国際的評価について(本文 237 頁)

東京国際映画祭への都の支出額は平成 **15** 年度、**16** 年度ともに **3** 千万円である。コンペティション部門の授賞式には都知事が出席し、テレビ放映されるなど、**PR** 効果があることは認められる。しかし、都はコンペティション部門の共催者として名を連ねているが、「東京」という都市をアピールするには、きわめて地味であり、十分とは言えない。

歳出抑制が強く望まれる今日では、その支出ならでの効果をあげる必要があり、効果に関する説明を都民に対して行う必要がある。

よって、都は共催者として、「東京」という都市をアピールする意向をより強く示すために、関係者への働きかけをされたい。

また、東京国際映画祭は国際都市としての東京をアピールする絶好の機会であり、海外における評価を調査し、より評価を受けられるように、次回以降の事業に反映されたい。